

「手のひら返し」の「壊憲」暴走を許さない

——参院選の結果と憲法運動の課題

五十嵐 仁（法政大学大原社会問題研究所前教授）

〔以下の論攷は、憲法会議の『憲法運動』2016年9月号、
に掲載されたものです。〕

はじめに

「憲法改正については、これまで同様、参議院選挙でしっかりと訴えていくこととなります。」

同時に、そうした訴えを通じて国民的な議論を深めていきたいと考えています。」

安倍首相は今年1月4日の年頭の記者会見で、記者に問われてこう答えた。そのために参院選での憲法論議が注目された。首相は「憲法改正」について、どう訴えるのか。そして、「国民的な議論」はどう深められるのか。それに対して、有権者はどう判断するのか。

その結果、ある数字が注目を集めることになる。「3分の2」である。この数が、これほど注目を集めたのは改憲勢力がこの数以上の議席を獲得すれば、改憲発議に向けての条件が衆参両院で整うからである。

「そうは、させじ」と、野党第1党の民進党は「まず、2／3をとらせないこと。」と大書したポスターを張り出した。新聞なども、この数字に注目してキャンペーンを張った。それほどまでに注目された改憲問題である。それは参院選の争点として争われたのだろうか。それに対する有権者の審判はどのようなものだったのだろうか。

1 容易ならざる段階を迎えた——参院選の結果をどう見るか

* 「3分の2」は突破された

「改憲勢力3分の2超す 自公、改選過半数」

参院選の投開票日の翌日の朝刊にこのような見出しが躍っていた。自民、公明、おおさか維新、日本のこころを大切にする党の議席に、改憲に前向きな無所属議員の議席を加えた数が、参院の3分の2を超えたのである。

また、与党が獲得した数も、自民56議席、公明14議席の合計70議席となった。安倍首相が掲げていた改選議席の過半数である61議席という目標を9議席も超えたから、与党は勝利したことになる。

しかし、3年前の2013年の参院選に比べれば、自民党は9議席の減となった。選挙区では10議席の減少である。参院での議席のピークは3年前の参院選であり、自民党の勢いに陰りが生じていたことが分かる。

自民・公明の与党は2014年衆院選ですでに3分の2を超えており、今回の結果によって衆参ともに改憲発議が可能となった。アベ政治の暴走が続くなか、改憲についても具体的な動きが始まる条件が満たされた。

しかも、都知事選で小池百合子元防衛相が都知事に当選し、改憲論者の超タカ派知事が誕生した。大阪ではおおさか維新の会の府知事と市長が存在している。第3次安倍再改造内閣では超タカ派で改憲論者の稲田朋美防衛大臣まで誕生した。まさに、改憲勢力にとっては「我が世の春」であり、憲法をめぐる状況が極めて危険な段階を迎えたことは疑いない。

* 「争点隠し」による肩透かし

「見事な」肩透かしだったというほかない。参院選でこれほどに注目されていた改憲問題は、結局、選挙の争点にはならなかった。というより、「争点にしたくなかった」から「隠した」のである。

その理由は、国民世論の変化にある。アベ政治が暴走を重ねる中で、改憲に対する警戒感が高まり、反対論が増えてきた。とりわけ、9条改憲については反対の方が多い。選挙で争点にすれば不利になるという計算が働いたにちがいない。

年頭記者会見で「参院選でしっかり訴えていく」と明言していたにもかかわらず、安倍首相は参院選での遊説で改憲に触れることはなく、徹頭徹尾、「改憲隠し」選挙を貫いた。自民党も同様に「改憲隠し」に徹した。全26ページにわたる選挙公約の末尾に「国民合意の上に憲法改正」という項目を立て、「憲法審査会における議論を進め、各党との連携を図り、あわせて国民の合意形成に努め、憲法改正を目指します」と書いてあるだけだった。

このような「改憲隠し」選挙にはメリットとデメリットがある。メリットは不人気な争点を提起しなかったために参院選で勝てたことだ。経済政策を前面に立て、アベノミクスで得られたというささやかな「成果」を売り物にして有権者の票をかすめ取ることに成功した。

しかし、同時にデメリットも生まれた。改憲について口をつぐんだまま多数を得たが、それを政権への信任であるとして改憲に向けて突き進めば「手のひら返し」の裏切りが目立ってしまう。選挙が終わったからと言って、直ぐに突進するわけにはいかない。

とはいえ、このような「手のひら返し」の手法は、安倍首相の得意技でもある。2013年7月の参院選で特定秘密保護法にはほとんど触れなかったが、選挙が終わると秋の臨時国会に法案を出して成立させてしまった。集団的自衛権の行使容認のための安保法案についても、2014年12月の総選挙では争点として掲げていなかったにもかかわらず、安保法案の成立を強行した

「2度あることは3度ある」と言う。同様の「やり口」が改憲問題においても繰り返されるかもしれない。参院選での勝利を背景に改憲に向けて暴走を始めることのないよう、警戒心を高める必要がある。

2 活路は市民＋野党の共同にある——次の総選挙はどうなるか

* 2015年安保闘争で成長した市民の力

昨年、安保法案に反対する国民的な運動が展開された。「2015年安保闘争」とも言うべき

大衆的な運動が盛り上がったのである。この運動には、それまでにない特徴があった。

その一つは、SEALDsやママさんの会、市民連合など、従来になく若者や女性、市民が自主的に運動に加わってきたことである。平和フォーラムや全労連傘下の労働組合、9条の会など以前からの運動団体と新たに加わってきた運動団体が連携し、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会を中心に継続的な集会が開かれ、デモやパレードが展開された。

もう一つの特徴は、このような国会外での運動と国会内での議員の活動や委員会での質疑などが連動して運動を盛り上げたことである。国会前の集会には野党の議員が参加して決意を表明し、市民団体の関係者は委員会の参考人などとして意見を述べ、憲法審査会で「安保法案は憲法違反」だと断言した3人の憲法学者の証言は運動に大きな影響を与えた。

そして第3に、これらの市民運動は政党との連携を強め、選挙などにも深くかかわることになる。政治や政党と一定の距離をとってきた従来の市民運動とは、この点で大きく異なっており、市民や政党が連携して開いた集会やデモの中で「野党は共闘」という声が上がったのは自然な成り行きであった。

安保法は昨年9月19日に成立した。この日の午後、共産党は今後の方針を協議し、「国民連合政権」樹立の呼びかけを行った。安保法の廃止を可能にするような新しい政府を市民と野党との共同の力で樹立しようという呼びかけである。

この時点から「2015年安保闘争」は新たな局面を迎えた。参院選に向けて野党共闘の成立をめざすという、これまでの国政選挙では経験したことのない新たな運動目標の提示であった。同時に、安保法廃止を目指す2000万署名運動も提起された。市民と政党との共同は大衆運動と選挙闘争との連携という新たな運動領域を切り開いたのである。

*市民＋野党の共同が生み出した可能性

国民連合政府樹立の呼びかけは大きな反響を呼び起こし、多方面から歓迎された。そのためには2016年夏の参院選での野党共闘が不可欠であり、とりわけ1議席を争う1人区で野党統一候補が擁立できるかがカギとなる。これまで野党が乱立したため、自民党が漁夫の利を占めてきたからである。

2016年2月19日、安保法成立から5ヵ月後に野党5党は国会内で党首会談に臨み、安保法の廃止と国政選挙での協力で合意した。いわゆる「5党合意」である。これによって統一候補擁立が可能になったが、それを実現させたのは共産党による候補者の取り下げであった。

こうして、熊本を皮切りに32ある1人区での野党統一候補の擁立が進められた。最後まで残った佐賀選挙区でも5月31日に合意が成立する。6月22日の参院選公示まで1ヵ月もなかった。こうして、まるで突貫工事での「プレハブ造り」のように野党共闘が成立したが、その威力は絶大で11人当選という成果を上げた。3年前の2013年参院選で2勝29敗だった野党の戦

績は11勝21敗と勝率を5倍以上に高めた。

東北では秋田を除いて全勝し、甲信越でも完勝した。西でも三重と大分で勝利し、福島と沖縄では現職の大臣を破って野党統一候補が当選している。改憲問題と同様に、自民党はPPP（環太平洋連携協定）、原発の再稼働、放射能被害対策や震災復興、沖縄での新基地建設など、有権者に評判の悪い政策について「争点隠し」に徹した。しかし、隠しきれなかった1人区では軒並み苦杯をなめている。

民進党は、このような野党共闘の最大の受益者だった。複数区でも健闘して北海道や東京では2人当選させるなど、3年前の17議席をほぼ倍増する32議席を獲得した。その他の野党は、共産党が改選議席を倍増させて6議席、社民党は前回と同じ1議席、生活の党は比例で1議席、1人区で党籍を持つ候補者を2人当選させた。

28の1人区では、これらの党が獲得した比例代表での得票数を上回り、26の1人区では投票率がアップした。与野党が一騎打ちで対決したために選挙への興味が高まって足し算以上の効果を生み出し、有権者の足を投票所に向けることになったのである。

*解散・総選挙でも立憲勢力の共同を

安倍首相は参院選で議席を獲得するために「争点隠し」に徹し、与党で70議席を獲得するこ

とに成功した。選挙前の記者会見では「新しい判断」という詭弁によって消費税増税の再延期を表明し、本来であれば最大の争点となるはずだった消費税問題を消してしまった。改憲についても同様である。参院選で訴えるどころか街頭演説では全く触れず、改憲について国民の判断を仰ぐという形にはならなかった。そのために、これから改憲を最大の争点にした解散・総選挙に打って出るかもしれない。

8月3日に第3次安倍再改造内閣が発足した。同時に行われた自民党役員人事で注目されたのが二階俊博幹事長の登場である。二階幹事長は参院選後の7月19日の記者会見で「延長は大いにあって当然のことだ」と安倍首相の総裁任期延長の可能性に言及し、幹事長になってから「党内の意見をよく聞いて結論を得たいが、政治スケジュールのテンポとしては、ずっと引っ張ってやる問題ではない」と述べ、年内をメドに結論を得たいとの考えを示している。

中曽根元首相のように、総選挙で圧勝すれば問題なく任期を延長できる。その総選挙で改憲を争点にすれば、国民の信任を得たとして一気に「壊憲」策動を加速させることも可能になる。一挙両得である。安倍首相が年内にも解散・総選挙を考えているのではないかとの憶測が生まれてくる根拠がここにある。

しかし、このような手前勝手な総選挙の私物化を許してはならない。また、そうなった場合でも、「壊憲」策動を阻止する機会として生かす準備を進める必要がある。再び、立憲野党の共同によって統一候補を擁立し、安倍首相の野望を粉碎しなければならない。

総選挙で勝利すれば、新しい政府を樹立することになる。野党間の協議を進め、選挙で擁立する統一候補の選定だけでなく政策的な合意を拡大し、新たな政権に向けてのビジョンを作る必要がある。憲法についての見解はもとより、安保・自衛隊、沖縄の基地問題、原発とエネルギー、税制と社会保障、TPP、労働や教育、子育て支援などの基本的な政策についての合意を図ることである。

3 「壊憲」策動を阻止するために

—憲法原理の破壊は許されない

*まず運動の成果を確認することが必要

「壊憲」策動阻止の運動は、これから始まるのではない。これまでも繰り返されてきたが、その都度、反撃し撃退してきた。今日に至るまで現行憲法が維持されてきているという事実こそが、「壊憲」策動阻止の運動によってもたらされた紛れもない成果である。

だからこそ、「壊憲」勢力は更なる攻勢を強めてきた。その急先鋒となっているのが安倍首相である。とりわけ、第2次安倍政権になってからは改憲に向けての意欲をむき出しにし、暴走を強めてきた。しかし、それに対しても反対運動や世論が高まり、阻止してきていることを強

調しておきたい。

その第1は、安倍首相が第2次政権の発足直後に打ち出した96条先行改憲論である。憲法第96条を先ず改定し、衆参両院の3分の2以上の多数が必要だという発議要件を過半数以上にして改憲のハードルを低めようとした。しかし、これは「裏口入学ではないのか」との批判を受け、世論の支持を得られず挫折した。

第2は、憲法審査会での審議の停止と開店休業である。第2次安倍政権で憲法審査会が再開されて議論が進められたが、安保法案が国会に提出された翌月に開かれた憲法審査会で3人の憲法学者は「憲法に違反する」と明言した。この証言は安保法案反対運動に火をつける形となり、それ以降、憲法審査会は開店休業状態となっている。

第3は、9条改憲の後回しと「お試し改憲」論の登場である。安倍首相が最も望んでいるのは9条改憲だが、それを後回しにして「緊急事態条項」の導入などで一度試してみようというのである。やりやすいところから手を付けて国民に「改憲グセ」を付けようというわけだ。

しかし、「お試し」などという言葉にだまされてはならない。「緊急事態条項」は議会の機能を一時的に停止し、首相に全権を与えて人権の一時停止を可能にする極めて危険な内容を含んでいる。その危険性はクーデターの失敗を奇貨として緊急事態を宣言し、独裁体制を強めつつあるトルコの現状が示している通りである。

一度試してみようというのは、9条改憲には反対が多くてやりにくいからだ。そうなったの

は安保法反対運動の結果にほかならない。この運動が高まり、とりわけ200万署名に取り組む中で安保法や9条改憲の危険性が国民の間に浸透したからである。9条改憲についての世論の変化も、市民の運動によってもたらされた大きな成果だと言える。

*改憲と9条改憲の違い

改憲の可能性が強まり、次第に現実のものとして議論されるようになってくるなかで、改憲と9条改憲の違いも明らかになってきた。この両者を区別することが重要である。

改憲とは、どこをどのように変えるのかという内容のいかんにかかわらず、文字通り憲法を変えることである。96条という改憲手続き条項がある以上、現行憲法も基本的には改憲を禁じているわけではない。護憲を唱える人々も改憲そのものを否定しているわけではない。

したがって、改定する条項や内容を特定せずに改憲そのものへの賛否を問えば、基本的には賛成が100%になってもおかしくはない。それが『産経新聞』の調査でさえ4割程度（6月20日、改憲賛成43・3%、反対45・5%）にとどまっているのは、今の憲法に不都合はなく、わざわざ面倒な手続きを行って変える必要はないと感じているということだろう。

あるいは、すでに自民党の憲法草案が提案されているから、そのような内容の改定なら反対だということなのかもしれない。改憲についての反対意見を増やすうえで、自民党の憲法草案

は一定の役割を果たしているように見える。

さらに、改憲と言えば9条改憲のことだと考えて反対する人もいるだろう。しかし、改憲とは必ずしも9条を変えることだけではなく、自民党憲法草案のように変えることでもない。改憲について賛成が多いからと言って、自民党や安倍首相が目指している改憲路線が支持されているわけではない。

改憲には賛成だが、9条に手を付けることには反対だという意見がある。9条を変えることには賛成だが、それは専守防衛という「国是」に基づく自衛隊のあり方を守るためのもので、いつでも海外に派兵されてアメリカ軍などの「後方支援」をできる「外征軍」化や「国防軍」化に対する歯止めを書き込むための改正だという意見もある。

これらの違いを無視してはならない。その違いを区別することなく、十把一からげに改憲派だとするマスコミ論調に惑わされないように留意すべきだ。この点をきちんと区別して、自民党改憲草案や安倍首相が目指しているのは「改憲」ではなく「壊憲」であることを明確にし、それへの反対世論を増やして安倍首相を孤立化させることが必要なのである。

* 「改憲」と「壊憲」の違い

憲法をめぐる動向において、これから強まると思われるのは「壊憲」に向けての動きである。それは、これまでも「改憲」の装いを隠れ蓑にしてきた。この「改憲」と「壊憲」はどう違うのか。「改憲」は憲法の文章を書き変えることである。明文改憲ではあるが、憲法の理念や原理に抵触するものではない。つまり、「改憲」とは平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という「憲法の三大原理」を前提とした条文の変更のことで、それには限界がある。現行憲法の原理や理念を前提とし、自由で民主的な国家という国の形を保ったうえで改定であり、それを踏み越えてはならない。

『毎日新聞』の古賀政論委員長は8月2日付に掲載された「社説を読み解く…参院選と改憲勢力3分の2」で、「冷静な憲法論議の前提条件は」と題して、「一口に憲法改正と言っても、理念・基本原則を対象にする場合と、統治ルールの変更を検討する場合とは、論点の階層が根本的に異なる」と指摘している。

そして、「毎日新聞はこれまでの社説で、戦後日本の平和と発展を支えてきた憲法の理念を支持しつつ、政治の質を高め、かつ国民が暮らしやすい国にするためのルール変更であれば前向きにとらえる立場を表明してきた」とし、「権限が似通っている衆参両院の仕分けや選挙方法の

見直し、国と地方の関係の再定義など統治機構の改革を目的にした憲法改正なら、論じるに値するテーマと考える」と述べている。

民進党の岡田代表は8月6日、違憲立法審査権の充実などに言及し、「より司法の役割を重視することは一つの議論としてある」と語った。これが通常の「改憲」である。このような改憲であれば拒む必要はない。ただし、それが「本丸」としての9条改憲の呼び水にならないように警戒しながらではあるが。

これに対して、「壊憲」は憲法の文章を変えるだけでなく、原理や理念をも変えようとしている。つまり、「壊憲」とは「憲法の三大原理」を前提としない条文の変更であり、それには限界がない。現行憲法の原理や理念を破壊し、自由で民主的な国家という国の形を変えてしまう憲法条文の書き換えを意味している。9条改憲はその典型であり、安倍政権が目指しているのはこのような憲法の破壊、すなわち「壊憲」にはかならない。

なお、天皇が「生前退位」を示唆したが、これは憲法が禁じているものではなく皇室典範の改正などによって適切に対処すればよい。改憲機運の醸成などに利用され、国民主権原理に抵触するような「壊憲」に結びつかないよう警戒する必要がある。

* 自民党憲法草案の撤回が前提

このような「壊憲」の狙いは、2012年5月10日に憲政記念会館で開かれた極右団体「創生『日本』」の第3回東京研修会での発言にはつきりと示されている。この場で、第1次安倍内閣で法務大臣を務めた長勢甚遠議員は、「国民主権、基本的人権、平和主義、この三つはマッカーサーが押し付けた戦後レジームそのもの、この三つをなくさない」と本当の自主憲法にならないですよ」と力説していた。この会合には、安倍首相はじめ、衛藤晟一元内閣総理大臣補佐官、城内実元外務副大臣、稲田朋美元政調会長、下村博文元文科相も同席している。

憲法第96条に基づく「改憲」は許される。しかし、憲法の理念を破壊する「壊憲」は許されず、発議することもできない。この点をはつきりさせることが、憲法論議の前提である。憲法について論議するのは「改憲」についてであって、「壊憲」についてはない。このことを自民党は明確にするべきであり、野党の側もそれを求めなければならない。

しかも自民党は、国家主義と復古主義、国民の権利や人権制限の色彩が濃厚な憲法草案を提案している。それは帝国憲法の復活だと言われているが、そうではない。それ以下の内容で、戦中の軍部独裁と総力戦体制を条文化したようなものとなっている。憲法の原理や理念の変更は遠慮なく踏み込んでおり、近代憲法以前の内容である。

したがって、憲法理念を否定する自民党憲法草案は論議のたき台にならないし、そうしてはならない。安倍首相も8月6日、「そのまま案として国民投票に付されることは全く考えていない」と述べている。それなら、憲法審査会を再開させる前提として、この憲法草案を破棄または撤回するべきだ。

安倍首相は価値観外交を展開しているが、ここで「共通の価値観」とされているのは自由主義、民主主義、基本的人権、法の支配などである。これを外交方針にだけ留めるのは惜しい。与野党間の憲法論議においても、このような「共通の価値観」を前提にしなければならない。

自民党としても、長勢元法相のような「国民主権、基本的人権、平和主義」を否定する発言を許さず、今もそのような意見を持っているのかを確かめたうえで除名しなければならない。また、そこに同席して同調するかのよう態度をとっていた安倍首相はじめ参加者をきちんと処分するべきだろう。

4 「護憲＋活憲」による憲法運動の発展

* 「活憲」による憲法再生と将来ビジョンの構築を

今から11年前、私は『活憲―「特上の国」をめざして』（山吹書店2005年）という本

を出した。その「はしがき」には、「憲法は護らなければならない。しかし、それだけでいいのか？」という問いと、「護るだけでなく、日々の暮らしに活かすことこそ必要だ」という回答を記している。

「改憲を阻むだけでは、現実がそのまま残るだけ」であり、「その現実には、長年の『反憲法政治』によって、憲法の理念と大きく乖離しているから、それを放置するのではなく、「現実も変えていくことが必要」なのである。これが「活憲」であり、「憲法の基本理念に基づいた政治を実現し、憲法を日々の暮らしに活かすこと」にほかならない。

憲法を活かし憲法を再生させることによって、本来の可能性を全面的に開花させればどのような明るく素晴らしい未来が開けてくるのかというビジョンを打ち立てる必要がある。こうして、守勢から攻勢へと憲法運動の発展を図ることが求められている。

そのために必要なことは、憲法についての学習を深めることである。小さなグループで自民党憲法草案と現行憲法との対照表を用いてじっくり比較するのが良いと思う。憲法とはどうあるべきではないかを実際に条文化した格好の教材が自民党の憲法草案であり、それと対比しながら各条文の意味や意義を学べば憲法に対する理解が一段と深まるだろう。そのことによって、「壊憲」が生み出す社会の恐ろしさや現行憲法が目指している社会のすばらしさが認識されるにちがいない。

また、安保法の発動や米軍基地の強化、自衛隊の増強などに反対し、平和を求める9条理念の具体化を図ることである。基本的な人権の尊重などの憲法理念についても、その具体化を目指す必要がある。ヘイトクライムや障害者、女性、少数民族への差別などに反対して人権を守ることを、マスメディアへの介入や規制を許さず報道の自由や知る権利を擁護すること、政治的中立を名目とした集会規制や教育への介入などを許さないこと、非正規労働者の処遇改善やブラックバイトの是正、職場での労働者の権利拡大など、社会生活と労働の各方面における民主主義の確立に努めることである。

憲法が保障する権利や自由、民主主義が行き渡っていけばどれほど風通しが良く、希望にあふれた社会に変わるのか。そのような展望とビジョンを示さなければならない。憲法が蹂躪されている「今」を告発するだけでなく、それが活かされた場合の「明日」を豊かに描くことによつて、はじめて憲法がめざしている社会に向けての夢と希望が湧いてくるにちがいない。

* 自衛隊をどう活かすか

「活憲」の中でも最大の課題は、自衛隊をどう活かすかという問題である。前述したように、改憲には賛成でも9条改憲には反対だという立場や9条改憲に賛成でもそれは自衛隊の国防軍化や外征軍化を阻止するための改憲だという意見がある。このような人々も味方にして「壊憲」阻止勢力を拡大するには、この問題についての回答を示さなければならない。

そのためには、自衛隊の役割と位置づけを明確にする必要がある。たとえば、「自衛隊を活かす会」は「自衛隊を否定するのではなく、かといって集団的自衛権や国防軍に走るのでもなく、現行憲法のもとで生まれた自衛隊の役割と可能性を探り、活かす道」を「提言」している。これなどを参考にした政策の緻密化が求められる。

そもそも、自衛隊は「戦闘部隊」としての性格と「災害救助隊」としての性格という二面性を持っている。前者が主たる任務で後者が副次的任務となっており、将来的にはこれを逆にするべきだが、実際にも「災害救助隊」としての自衛隊の有用性が高まっている。

阪神・淡路大震災以降、自衛隊は災害救助面で大きな役割を發揮し、東北大震災や熊本地震での活動などもあって副次的任務への評価が増しているという変化がある。自衛隊に入隊する若者の志願動機の多くは「人の役に立ちたい」というもので、それは被災者を救うことにはかならない。

また、「戦闘部隊」としても、9条に基づく「専守防衛」を国是としてきた自衛隊の任務は外敵による急迫不正の侵害から国土を防衛することであり、海外での任務遂行は前提とされてこなかった。そのような「自衛」隊を海外の戦地に送り、戦闘に巻き込まれるようなリスクを高めてはならないというのが、安保法に反対する論拠の一つであった。

つまり、安保法の成立による自衛隊の変質への批判と抵抗は、自衛のための戦闘部隊としての位置づけを前提とするものである。そのうえで、自衛隊をどう活かしていくのか。今後、自衛隊の役割と位置づけについての再定義が必要となろう。それは野党共闘による新しい政府が採るべき安保・防衛政策を練り上げていく作業でもある。

* 「壁」の高さと「ブレイキ」の効き具合

衆院憲法審査会の保岡興治会長(自民党)は7月30日までに共同通信のインタビューに答えて、「首相は改憲を主導する立場にない。スケジュールは審査会幹事会の(与野党の)議論を尊重して決める。現時点で明確にしようとしても無理だ」と述べている。改憲に向けての動きが期限を決めて一瀉千里に早まるという状況にはない。

さし当り、3つの「壁」ないしは「ブレイキ」がある。

第1には、安倍政権を支える二階俊博幹事長など、改憲消極派の存在である。二階幹事長は憲法改正について「急がば回れだ。慌てたら、しくじる」と述べ、「首相の政治的信条は分かるが、強引にやっっていくスタイルは受け入れられない」と指摘している。

第2には、与党内における公明党の存在である。山口那津男代表は「公明党は『加憲』の立場です」としつつ、「基本的人権の保障が一番の憲法の意義です。それをいたずらに抑制・制限しない統治の仕組みを定めていく」として「壊憲」には反対する立場を明らかにしている(『毎日新聞』2016年8月7日付)。改憲勢力とされるおおさか維新の会も9条改憲を前面に出し

ているわけではなく、統治機構の再編など「壊憲」とは異なった構想を示している。

第3には、国民世論の動向がある。世論は改憲に積極的ではなく、安倍政権での憲法改正について「反対」が49%で「賛成」は38%となっている（『日経新聞』2016年7月25日付）。しかも、最終的には国民投票で過半数の賛成を得る必要がある。この世論の「壁」を乗り越えなければ、通常の「改憲」にしても安倍首相が狙う「壊憲」にしても夢物語に終わる。

* 民主的政府の下での憲法理念の具体化

『毎日新聞』の曾我豪編集委員は「実際いま、『3分の2』の側を取材して感じるのは、勝者の高揚感ではなく、困惑や緊張、自省と言った感情である」とし、「大きな図体の維持や運営に失敗すれば、かえって、改憲が遠のくからだろう」と書いている（2016年8月7日付「日曜に想う」）。「浮き」が水面下に引き込まれたのを確認して慎重に竿を引き上げようとしている釣り師のようなものかもしれない。一旦ばらしてしまえば、二度と釣り上げるチャンスが巡ってこないことを良く知っているからだ。

悲願としてきた「壊憲」の野望を実現する可能性が高まり、安倍首相は「いよいよ着手できる」と胸を高鳴らせているにちがいない。しかし、改憲勢力が3分の2を占めたとは言っても、憲法のどこをどう変えるのかという点については様々で、選挙中の沈黙を破って改憲を無理強

いすれば改憲勢力内の不協和音を生み、公明党の反発を強め、野党の批判と国民世論の抵抗を高めるリスクがある。

安倍首相にすれば、念願の改憲を急ぎたいけれど、さりとて世論の反発を招いて国民投票で否決されるリスクを強めるような冒険は避けたいと考えているにちがいない。ここで求められているのは、慎重に急ぐという難しいかじ取りだ。このジレンマの中でどうするのが最善かを、今、見極めようとしているのではないだろうか。

安倍首相や「壊憲」勢力の前には「壁」があり、一定の「ブレーキ」も備わっている。その壁がどれほどの高さかは分からない。ブレーキがどれほどの効き具合かは不明である。

しかし、確かなことは、その壁を高くするのも低くするのも、ブレーキの効き具合を良くするのも悪くするのも、私たちの運動次第だということである。そして、最終的に勝利するのは世論を味方につけた側なのだ。

「改憲勢力3分の2突破」という報にたじろがず、「危険水域」に入ったことに悲観せず、さりとて自らの力を過信して楽観せず、彼我の力関係を冷静に見極めながら世論に働きかけていく以外にない。このような地道な憲法運動こそが「壊憲」を阻むだけでなく、民主的な政府の下での憲法理念の具体化という「活憲」に向けての新たな地平を拓くにちがいない。